

第19表 審級別平均審理期間及び通常第一審事件の平均開廷回数

	当審受理からの平均審理期間，平均開廷回数					起訴から終局までの平均審理期間			
	通常第一審					控訴審	上告審	控訴審	上告審
	簡裁	地裁	合議	うち裁判員 ³⁾	単独				
平均審理期間(月) ¹⁾	2.4	3.4	8.4	10.3	3.1	3.4	2.8	11.8	15.8
自白	2.2	2.8	5.5	7.9	2.7	…	…	…	…
否認	7.0	9.3	13.1	12.5	8.1	…	…	…	…
平均開廷回数(回) ²⁾	2.3	2.7	4.7	4.8	2.6	…	…	…	…
自白	2.1	2.3	3.2	3.8	2.3	…	…	…	…
否認	4.9	6.3	6.9	5.7	6.2	…	…	…	…

1) 平均審理期間は次の階級区分によって算出した。()内は階級の代表値で月数を示す。
 第一審-1月以内(0.5)2月以内(1.5)3月以内(2.5)6月以内(4.5)1年以内(9)2年以内(18)3年以内(30)3年を超えるもの(60)の8区分
 控訴審-1月以内(0.5)2月以内(1.5)3月以内(2.5)6月以内(4.5)1年以内(9)2年以内・3年以内(24)5年以内(48)7年以内(72)7年を超えるもの(102)の9区分
 上告審-1月以内(0.5)2月以内(1.5)3月以内(2.5)6月以内(4.5)1年以内(9)2年以内(18)3年以内(30)5年以内(48)7年以内(72)7年を超えるもの(102)の10区分

2) 平均開廷回数の算出において、公判が開かれずに終局した事件は除外した。

3) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員の参加する合議体で裁判がされたものである。

注) 否認には一部否認及び黙秘を含む。